

# 小倉特許情報

 OGURA & CO.®

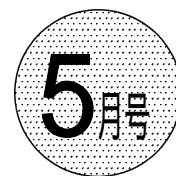
小倉特許事務所

弁理士 小 倉 正 明

事務所〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13番4号 Y M G 新橋ビル5階

TELEPHONE:81-3-3436-2398 TELECOPIER(FAX):81-3-3436-1307

お問い合わせ E-mail : info@ogurapatent.com



2007・5・10

## 1. 審査請求料返還制度及び特許審査着手見通し時期照会について

### (1) 審査請求料返還制度

2004年4月1日より、既に審査請求を行っている特許出願について、審査開始前に出願を取り下げ又は放棄した場合に、返還請求（返還先を特定）をすることにより納付していた審査請求料の1/2を返還する制度が導入されている。

さらに、2007年8月8日迄に出願を取り下げ又は放棄した場合に限り、納付した審査請求手数料の全額が返還されることとなっている。

### (2) 特許審査着手見通し時期照会

特許庁は、特許審査見通し時期の照会について、出願番号を入力するのみで照会が可能となるよう機能を拡充した。出願の権利化の必要がなくなった出願について審査請求料返還制度を利用する際に、当該審査着手見通しの時期照会を利用して審査着手前か否かを確認することが簡易となった。

特許審査着手見通し時期照会とは、出願人及び代理人のより適切な権利取得に向けて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件（公開前の案件を除く）の着手見通し時期について、4半期に一度の予定で更新したものを特許庁ホームページを通じて提供するもの

## 2. 外国特許出願費用の助成等について

東京都・愛知県・名古屋市などでは、独自に外国特許出願等の費用について各種の助成制度を設けている。概要は以下の通り。

### (1) 東京都

東京都知的財産総合センターでは、東京都内に住所又は主たる事務所がある中小企業（個人事業者も含む）又は中小企業で構成する事業協同組合（法人格を有するもの）等を対象に、外国特許出願に要する経費（外国出願料や翻訳料等）の一部を1/2以内で300万円を限度に助成する「外国特許出願費用助成事業」の公募をしている。

対象となるのは、2009年11月30日までに外国への直接出願（パリ条約ルートなどを選択した場合）又は各指定国への国内段階への移行（PCTルートを選択した場合）を完了した出願について、助成対象経費のうち、2007年4月1日から2009年11月30日までに契約等をし（2007年3月31日以前に依頼をした翻訳料や弁理士費用等は対象外）、かつ支出した経費。

#### [ 受付期間 ]

第1回：2007年5月7日（月）から18日（金）まで。

第2回：2007年8月を予定。

### (2) 愛知県

愛知県では、愛知県内に事務所がある中小企業に対し、国内特許出願済みの特許を活用して海外展

開を図るために海外へ出願する事業についての外国出願手数料，弁理士費用，翻訳料などを補助する制度を設けている。

対象は，2008年2月29日までに外国への直接出願又はPCT出願の指定国へ国内段階への移行が完了するもの（1社1出願）であって，2007年4月1日から2008年2月29日までに，契約等をし，かつ支出したものに限られる。

なお，補助金額は，補助対象経費のうち1/2以内で1件当たり150万円を限度とする。

受付期間は，2007年4月18日（水）から6月8日（金）まで。

### （3）名古屋市

名古屋市では，市内の中小企業に対して外国への工業所有権の出願に要する経費の一部を補助する「外国工業所有権出願にかかる補助制度」，及び，出願審査請求手数料の一部を補助する「特許権出願審査請求にかかる補助制度」を設けている。なお，本制度への申請は，2008年3月31日迄随時受付けている。

#### （a）外国工業所有権出願にかかる補助制度

市内に事務所または工場があり引き続き1年以上事業を営む中小企業者は，外国への出願前に所定の書面を添付して申請することにより，特許庁への内国特許，実用新案登録及び意匠登録の出願の日から1年以内に外国へ工業所有権出願を行い，かつ2007年4月1日から2008年3月31日までの期間に出願を終えたものについて，補助対象経費総額の25%以内で1企業あたり30万円を限度として補助される。

#### （b）特許権出願審査請求にかかる補助制度

市内に主たる事務所を有する中小企業者が，2007年4月1日から2008年3月31日までの間に特許（出願済みのもの）の審査請求を完了したものは，審査請求前に所定の書面を添付して申請することにより，特許庁に支払った審査請求料（弁理士に委託した場合には，審査請求料相当額）が，補助対象経費総額の50%以内で1年度中に1補助対象者あたり10万円を限度として補助される。

### 《URL》

上記の詳細及び申込書類等は下記URLに掲載されています。

【審査請求料返還制度について】

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/henkan.htm>

【特許審査着手見通し時期照会について】

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/search\\_top.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/search_top.htm)

【外国特許出願費用助成事業】（東京都）

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/3779.html>

【海外特許出願に対する補助】（愛知県）

<http://www.pref.aichi.jp/shin-san/chiteki/torikumi3/sokusin.html>

【外国工業所有権出願にかかる補助制度】（名古屋市）

<http://www.city.nagoya.jp/jigyoushien/chiteki/nagoya00039210.html>

【特許権出願審査請求にかかる補助制度】（名古屋市）

<http://www.city.nagoya.jp/jigyoushien/chiteki/nagoya00038053.html>

以上